

公布された規則のあらまし

◇静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

都道府県の債権保全に係る運用指針等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 中小企業高度化資金の債権保全方法を改めました。(第14条、第20条、第24条関係)
- (2) 金融機関保証による場合の貸付割合等の特例を定めました。(附則第4項、附則第5項関係)
- (3) 中小企業高度化資金の貸付けの対象となる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業が廃止されたこと等に伴い、必要な改正を行いました。(別表第3～別表第5関係)

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。